用地調查等業務費積算基準 新旧対照表

H24.3.9付国土用第44号土地・建設産業局地価調査課長通知

(最近改正:R4.3.11付国近整用企第255号) 赤字下線:今回改正箇所 新 IΗ 別添 别 添 H24.5.22 付國近義用企業 24 号 H24.5.22 付国近義用企業 24 号 (最近数正R4.3.11 付國近整用企業 255 号) (最近数正R3.3.24 付國近整用企業 132 号) 用地調查等業務費積算基準 用地調査等業務費積算基準 第1 適用範囲 気1 満用修用 1 この用地調査等業務登積算基準(以下「用地積算基準」という。)は、近畿地方整備局の所 1 この用地調査等業務費積算基準(以下「用地積算基準」という。)は、近畿地方整備局の所 掌する国の直轄事業(官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)に必要な 掌する国の直轄事業(官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)に必要な 土地等の取得等に伴う建物、工作物等(以下「建物等」という。)の調査、補償額の算定等並 土地等の取得等に伴う建物、工作物等(以下「建物等」という。)の調査、補償額の算定等並 びに土地等の取得等に係る業務(以下「用地調査等」という。)を別途定める用地調査等業務 びに土地等の取得等に係る業務(以下「用地調査等」という。)を別途定める用地調査等業務 共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。 共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。 2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。 2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。 (1)第4 共通 (1) 第4 共通 (2)第5 権利調査 (2)第5 権利調査 (3)第6 建物等の調査 (3)第6 建物等の調査 (4)第7 営業その他の調査 (4)第7 営業その他の調査 (5)第8 予備調査 (5)第8 予備調査 (6)第9 移転工法案の検討 (6)第9 移転工法案の検討 (7)第10 事業認定申請図書等の作成 (7)第10 事業認定申請図書等の作成 (8)第11 再算定業務 (8)第11 再算定業務 (9)第12 土地評価 (9)第12 土地評価 (10) 第13 補償説明 (10) 第13 補償説明 (11) 第14 消费税等調查 (11) 第14 消费税等調査 (12) 第15 地盤変動影響調査等 (12) 第15 地盤変動影響調査等 3 第5 権利調査のうち、1土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の 3 第5 権利調査のうち、1土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の | 定める設計業務等標準積算基準書(昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号)及び設計 定める設計業務等標準積算基準書(昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号)及び設計 業務等標準積算基準書(参考資料)(平成13年3月26日付け国官技第48号)に基づくも 業務等標準籍登基進書(参考資料)(平成13年3月26円付け国官技第48号)に基づくも のとする。 のとする。 4 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うこ 4 この用地積算基準により難い特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うこ とができるものとする。 とができるものとする。 -1--1-

第3 業務費の内容及び続算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1)直接人件费

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の 基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件登積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員(歩掛)は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積 を歓収するものとする。

(例示) 木造建物 A (表 6 - 5) の場合

騅 種	(基準値) 規 模 70 ml以上 130 ml未満	補正率	(補正値) 規 模 200 ㎡以上 300 ㎡未満	
技師 A	0 . 6 8 人	1 . 8 0	1 · 2 2 人	
技師 B	2 . 0 8 人	1 . 8 0	3 · 7 4 人	
技師 C	1 . 4 2 人	1 . 8 0	2 · 5 5 人	
技師 D	0 . 1 3 人	1 . 8 0	0 · 2 3 人	

注 補正率は、表 6 - 6 で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料要等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号)第 7 条に定める完成業務原価報告書料目のうちトレース印刷費(図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代)及び消耗品費(用紙、ファイル、フィルム等の購入費)であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等=直接人件費×フパーセント

口 旅费交通费

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用 し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等により ロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編織則

- 3 -

第3 業務費の内容及び続算

1 直接原価

直接原価は、直接人件费及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件费

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の 基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件養養算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員(歩掛)は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難い場合においては、見積 を歓収するものとする。

(例示) 木造建物 A (表 6 − 5) の場合

騅 種	(基準値) 規 模 70 ㎡以上 130 ㎡未満	補正率	(補正値) 規 模 200 ㎡以上 300 ㎡未満	
技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0 . 5 1 1 . 5 5 1 . 1 0 0 . 1 2 人	1 . 8 0 1 . 8 0 1 . 8 0 1 . 8 0	0 . 9 1 2 . 7 9 1 . 9 8 人 0 . 2 1 人	

注 補正率は、表 6 - 6 で定める率である。

(2)直接経費

イ 材料費等

材料要等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年 9月 21 日建設省告示第 1341 号)第7条に定める完成業務原価報告書料目のうちトレース印刷費(四面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代)及び消耗品費(用紙、ファイル、フィルム等の購入費)であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等=直接人件費×フパーセント

口 旅费交通费

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、ロー1を原則適用 し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、ロー2を原則適用する。ただし、現地条件等により ロー1、ロー2によりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則

- 3 -

表 6 - 3

区分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物(鉄 骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリー トブロック造等)

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6 - 4 によるものとし、各区分の直接 人件費の銭算は、表 6 - 5 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っている ものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するもの とする。

表 6 - 4

区分		判 断 基 準	
木造建物	Α	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、 者舎、その他これらに類するもの	*
木造建物	В	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これ C類するもの	6
木造建物	С	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当な Dを除く	

表 6 - 5

区分	単位	規模	駐 種	外 業	内	業	dž	備考
E R	市 以	XM 19-	AN 1里	調査	図面等	算 定	81	MH -5
木造建物A	棟	70 mi以上 130 mi未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.42 0.42 0.42	0.13 1.18 0.63	0.13 0.48 0.37 0.13	0.68 人 2.08 人 1.42 人 0.13 人	
木造建物B	棟	70 ml以上 130 ml未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.47 0.47 0.47	0.14 1.40 0.94	0.15 0.32 0.38 0.13	0.76 人 2.19 人 1.79 人 0.13 人	

- 15 -

表 6 - 3

区分	判 龂 拲 準
木造建物	主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶 室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物(鉄 骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリー トブロック造等)

(1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6 - 4 によるものとし、各区分の直接 人件費の積算は、表 6 - 5 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っている ものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するもの とする。

表 6 - 4

区分	判 断 苯 進
	77 W ± +
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅(アパート)、寄 宿会、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴堪、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これら に類するもの
	工場、倉庫、車庫、体育館、審舎、付原家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なも のを除く

表 6 - 5

区 4	}	単	位	規	模	職	種	外	業	内	業	it	備	考
	מ	平	IΣ	扱	1%	瓶	押	調	査	図面等	算 定	i i	ин .	*5
木造建物	1A	#	東		mi以上 mi未満	主技 技 技 技 技 技 技 抗 技 抗	А В С	0.	30 30 30	0.09 0.83 0.62	0.12 0.42 0.18 0.12	 0.51 人 1.55 人 1.10 人 0.12 人		
木造建物	1B	ŧ	ŧ		mi以上 mi未満	主任 技師 技師 技師	A B	0.	3.5 3.5 3.5	0.09 1.02 0.75	0.12 0.42 0.18 0.12	0.56 人 1.79 人 1.28 人 0.12 人		

- 15 -

		ı	1					
木造建物で	棟		主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	029 029 029	0.09 0.60 0.54	0.13 0.35 0.38 0.10	 0.51 人 1.24 人 1.21 人 0.10 人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石錦調査算定要領 (平成 24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地 価調査課長通知。以下「石錦要領」という。)第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面 の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については 本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査要用に関する専門機関からの見積に要する要用
 - ・同要領第8条に規定する対象石締の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見様に 要する費用

表 6 - 6

建物延べ面積	70 ㎡未満	70 ㎡以上 130 ㎡未満	130 ㎡以上 200 ㎡未満	200 ㎡以上 300 ㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 ㎡ 以上	450 ㎡以上	600 ㎡以上	1,000 ㎡以上
450 ㎡ 未満	600 ㎡未満	1,000 ㎡未満	1,400 ㎡未満
2.40	3.00	4.00	

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6 - 7 により行うものとする。 ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業)(図 面等)を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 7

区	分	単	位	規	模	職	種	外	業	内	業	dž	備	考
	20	*	122	THE.	136	堀	+里	調	査	図面等	算 定	aT .	ин	-5
木造特	殊建物	ŧ	ŧ		以上 未満	主任 技師 技師 技師	技師 A B C D	0.0	70	0.47 0.25 1.63 2.10	0.22 0.59 0.46 0.22	1.39 人 0.95 人 2.92 人 2.56 人 0.22 人		

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を通用するものとする。
- 注2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。) を含んた歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことが

 主任技師
 —
 —
 —

 大造車物 C
 棟
 130 ml未満
 技師 B
 0.21 0.57 0.32 1.10 人

 技師 C
 0.21 0.57 0.32 0.18 0.64 人

 技師 C
 0.21 0.12 0.12 人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 6 の補正率表を適用するものとする。

旧

- 注2 本表は、石錦調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地 価調査課長通知。以下「石錦要領」という。)第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面 の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んた歩掛である。ただし、以下については 本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石締の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

表 6 - 6

建物延べ面積	70 mi 未満			200 ㎡以上 300 ㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1 . 3 0	1.80

300 ㎡ 以上	450 mi以上		1,000 mi以上
450 ㎡ 未満	600 mi未満		1,400 mi未満
2 . 4 0	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6 - 7 により行うものとする。 たたし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業)(図 面等)を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 7

E	単位	規模		外 業	内	業	=1	備	
区分	# 1⊻	規模		調査	図面等	算 定	<u> </u>	и н	考
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.74 0.74 0.74	0.12 2.43 0.54 0.27	0.12 0.81 0.06 0.12	0.98 人 3.17 人 2.09 人 0.33 人 0.12 人		

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことが

- 16 -

<u> </u>		

構造計算を行わない場合

表 6 - 11

区分	単位	規模	職 種	外業調査	内図面等	業算定	i+	備考
非木造建物A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未浩	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	1.08 1.08 1.08	0.58 3.60 0.48 2.54	038 	2.04 人 4.68 人 2.86 人 3.93 人 0.23 人	用途による 区分イの場合
非木造建物B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 A 技師 B 及技師 C D	0.83 0.83 0.83	0.49 2.76 0.41 1.98	0.33 1.10 0.97 0.21		用途による 区分イの場合
非木造建物〇	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.82 0.82 0.82	0.37 2.18 0.22 1.90	0.37 0.79 1.00 0.26	1.56 人 3.00 人 1.83 人 2.90 人 0.26 人	用途による 区分イの場合
非木造建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41	0.17 1.10 0.69	0.12 0.11 0.34 0.42 0.18	0.12 人 0.69 人 1.85 人 1.52 人 0.18 人	用途のよる 区分イの場合

構造計算を行う場合

	単位	10 144	TR1 (2		外 業	内	業		
区分	単位	規模	職箱		調査	図面等	算 定	it	備考
非木造建物A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 技師	師 A B C D	1.08 1.08 1.08	0.58 11.43 0.48 2.54	0.38 1.30 1.39 0.23		用途による 区分イの場合
非木造建物B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 技師	師 A B C D	0.83 0.83 0.83	0.49 9.47 0.41 1.98	0.33 1.10 0.97 0.21		用途による 区分イの場合
非木造建物〇	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師	師 A B C D	0.82 0.82 0.82	037 7.17 022 190	0.79 1.00 0.26		用途による 区分イの場合
- 18 -									

構造計算を行わない場合

表 6 - 11

区分	単位	規模	職 種	外 業	内	業	i+	備考
E 77	車 17	7.HL 156	AU 1里	調査	図面等	算 定	aT .	VH -5
非木造建物A	棟	200 mi以上 400 mi未満	主任技師 技師 A B 技師 D	0.87 0.87 0.87	0.42 1.81 3.62 0.27	0.30 1.35 0.39 0.12	1.59 人 2.68 人 5.84 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合
非木造建物B	棟	200 mi以上 400 mi未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.67 0.67 0.67	0.42 1.41 2.71 0.27	0.30 1.15 0.39 0.12	1.39 人 2.08 人 4.53 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合
非木造建物 〇	棟	200 mi以上 400 mi未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.98 0.98 0.98	0.19 1.41 2.97 0.27	0.19 0.81 0.39 0.12	1.36 人 2.39 人 4.76 人 0.66 人 0.12 人	用途による 区分イの場合
非木造建物 D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41	0.12 1.47 0.66	0.06 0.27 0.19 0.12	 0.59 人 2.15 人 1.26 人 0.12 人	用途のよる 区分イの場合

構造計算を行う場合

区	分	単位	規模	雕	種	<u> </u>	業	内	業	ii+	備	考
							査	図面等	算定			
非木造	建物A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未港		支師 A B C D	0.8 0.8 0.8	7	0.42 9.64 3.62 0.27	0.30 1.35 0.39 0.12		用途に。 区分イ(
非木造	i建物 B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満		支師 A B C D	0.6	7	0.42 8.12 2.71 0.27	0.30 1.15 0.39 0.12		用途に。 区分イ(
非木造	建物に	棟	200 mi以上 400 mi未満		支師 A B C D	0.9	8	0.19 6.40 2.97 0.27	0.19 0.81 0.39 0.12		用途に。 区分イ(

- 18 -

新	旧
∓ T	IH IH

非木造建物D	棟	主任技 技師 技師	新 A B	0.41 0.41	1.52 1.10	0.12 0.11 0.34		用途による 区分イの場合
		技師 技師	О	0.41	0.69	0.42	1.52 0.18 人	

- 注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 12 の補正率表を適用するものとする。 たたし、非木造建物口にあっては、木造建物の表 6 - 6 の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査要用に関する専門機関からの見積に要する要用
 - ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見様に 要する費用

建物延べ 面積				600 ㎡以上 1,000 ㎡未満		
補正率	0.80	1.00	1 . 4 0	1.90	2.60	3.20

							15,000 ㎡以上 21,000 ㎡未満
I	4.10	5 . 2 0	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

(4)建物の見積

建物の見積とは、推定再建築サスは東家参転料算定要領第2条第3項に係る東家参転料 を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が 困難と認められる建物についての見積(部材等の見積を除く)の徴収に必要な費用とし、 これに要する直接人件費の積算は、表 6 − 13 によって行うものとする。

表 6 - 13

区分	# <i>(</i> -	Bu 445	<u>外 業</u>	内	業	計	備考
<u>& 37</u>	単位 駐種		<u>調 査</u>	図面等	算 定	<u>=1</u>	_ия -5_
建物の見積	<u>棟</u>	主任技師 技師 A		0.77	0.28 0.30	<u>028人</u> <u>1.07人</u>	

注 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

非木造建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41	1.47 1.47 0.66	0.06 0.27 0.19 0.12		用途による 区分イの場合
--------	---	-------------------	--------------------------------------	----------------------	----------------------	------------------------------	--	-----------------

- 注1 本表規模棚に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。 ただし、非木造建物口にあっては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査要用に関する専門機関からの見積に要する要用
 - ・同要領第8条に規定する対象石錦の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

建物延べ 面積				600 ㎡以上 1,000 ㎡未満		
補正率	0.80	1.00	1 . 4 0	1.90	2.60	3.20

				7,000 ml以上 10,000 ml未満		
4.10	5 . 2 0	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

旧

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 系 (特殊建築物等の避難及び 消火に関する技術的基準)、第 61 系 (防火地域及び準防火地域内の建築物) とし、必要に応じ 施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6 - 14 によるものと し、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 15 により行うものとする。

表 6 - 14

区	分		区	分	ŋ	₽⊞	B	
法令通合的	生調査(1)	木造建物	(建築基準	法第 61	条に該	当する	建築物)	
法令適合f	生調査(2)	木造建物	(建築基準	法第 35	条、第	61条[該当する建築	物)
法令適合f	生調査(3)	木造建物	・非木造建	物(建	築基準法	去第 35	条に該当する建	1築物)

表 6 - 15

区分	単位	規模	雕	種	外	業	内	業	it	備考
E 27	車 17	規 镁	楓	押	調	査	図面等	算 定	aT) M⊞ *5
法令通合性調查 (1) 木造建物	棟		技師 技師 技師	А В С	<u>-</u>	=	0.43 0.43	0.06	0.06 人 0.61 人 0.43 人	
法令通合性調査 (2) 木造建物	棟		技師 技師 技師	А В С		_	1.18 1.12	0.06	0.06 人 1.61 人 1.12 人	
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟		技師 技師 技師	А В С	_ 	=	0.75 0.68	0.06	0.06 人 1.06 人 0.68 人	

6 工作物の調査

〔1〕機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接 係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築 設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをい う。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表 6 - 16

区	分		判	断	基	準	
機械記	设備 A	設置面積 満であるす	トで機械器	機備を設置	ましてある	5面積を含む。)	かi 200 mi未

- 20 -

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35条 (特殊建築物等の避難及び 消火に関する技術的基準)、第 61 条 (防火地域及び準防火地域内の建築物) とし、必要に応じ 施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6 - 13 によるものと し、各区分の直接人件費の検算は、表 6 - 14 により行うものとする。

表 6 - 13

区		分			区	分	ŋ	₽⊞	B			
法令途	合性	調査(1)	木造建物	(建築	基準法	第 61	条に該	当する	建築物)			
法令途	合性	調査(2)	木造建物	(建築	基準法	第 35	糸、第	61条[該当す	る建築物)	
法令途	合性	調査(3)	木造建物	・非オ	造建物	(建築	8基準法	去第 35	条に該当	する建築	等物)	

表 6 - 14

区分	単位	規模	雕	種	外黄	内	業	it.	備考
E 77	車 12	7AL 156	雅	1里	調理	空 図面等	算定	• 1	ин 15
法令通合性調査 (1) 木造建物	棟		技師 技師 技師	А В С		0.43 0.43	0.06	0.06 人 0.61 人 0.43 人	
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟		技師 技師 技師	А В С		1.18 1.12	0.06	0.06 人 1.61 人 1.12 人	
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟		技師 技師 技師	А В С	=	0.75 0.68	0.06	0.06 人 1.06 人 0.68 人	

6 工作物の調査

(1)機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接 係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築 設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをい 2

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、 $\frac{8}{10}$ 6 の区分によるものとする。

表 6 - 15

区	分		判	断	基	準	
機械器		設置面積 満であるす。	 で機械設	(備を設置	してある	5面積を含む。)	が 200 ㎡未

- 20 -

ロ 機械設備の調査及び算定

理等

電気機械器具製造業

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の検算は、表 6 - 17 により行うものとする。たたし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の

三 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輌部品、自転車製造、船舶

ホー精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、

▽ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、 と殺場、廃棄物処

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

製造、産業用運搬車輌製造等の輸送機械製造業

医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業

- (i)規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (道)機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6 - 17

区分	単位	規模	職	種	外	業	内	業	dž	備	-
🗠 🤊	¥ 12	規模	Pat	中里	調	査	図面等	算 定	- I	ИН	-5
				- 21 -							

	この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製 造、染色等の繊維工業
	ローコンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製
	│ 品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等
	の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞭製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業
	// 成機和、製製造、なめし半製造、七尺製品製造寺の尺半製品製造業 二 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業
	- 製竹・白柄製造、永兵製造、建兵製造寺の製竹、不製品工業 ホー石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業
	へ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業
	ト 鋳物 鍛造等の鋳鍛製造工業
	子 自動車整備T場
機械設備♡	イー一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業
	□□ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機
	械、器具製造業
	ハー作業工具、鉄骨製造、ブレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、
	メッキ、型加工等の金属製品工業
	二 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工
	飼料、有機質肥料等の食料品工業
	ホーアルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の 非鉄金属工業
	非鉄車機工業 へ ブラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
	「 フラステララスの形、未替表達、加売すりしの他表達来
機械設備D	 イー塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業
DA DA BE PM -	口 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業
	ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の
	電気機械器具製造業
	二 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輌部品、自転車製造、船舶
	製造、産業用運搬車輌製造等の輸送機械製造業
	ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、
	医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業
	へ上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処
	理等

旧

↑ この面はに 生産処備が処理されている面は太険く

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i)規模棚の設置面接は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (道)機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6 - 16

区分	単位	+8 ++	職	種	外	業	内	業	=±	/##	æ
区分	¥ 1⊠	規模	ART.	中里	調	査	図面等	算 定	i i	備	-5

- 21 -

		設置面積	主任排	ŧ em	0.44	0.14	0.40	0.98人	
機械設備A	事業所	100 mi以上	技師	Α	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
		200 mi未満	技師	в	0.44	0.93		1.37人	
			技師	D	_	l —	0.22	0.22 人	
		設置面積	主任抗	南	0.94	0.42	0.60	1.96人	
機械設備B	事業所	400 ㎡以上	技師	Α	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
		600 mi未満	技師	В	0.94	2.76	_	3.70 人	
			技師	D	_		0.63	0.63 人	
		設置面積	主任抗		1.18	0.42	0.60	2.20 人	
機械設備で	事業所	400 ㎡以上	技師	Α	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
		600 ml未満	技師	В	1.18	3.45	_	4.63 人	
			技師	D	_	—	0.63	0.63 人	
		設置面積	主任担	# em	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
機械設備D	事業所		I— :		1.35				
恍恍設珊リ	争条所	400 ㎡以上	技師	Α		3.30	3.33	7.98 人	
		600 ml未満	技師	В	1.35	3.97	_	5.32 人	
			技師	D			0.63	1 0.63 人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査サ用に関する専門機関からの見積に要するサ用
 - ・同要領第8条に規定する対象石締の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見<mark>後に</mark> 要する費用

機械設備Aの場合

表 6 - 18

機の	械設面	備積	100 mi未満	100 ㎡以上 200 ㎡未満
補	Œ	率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

					1,500 ㎡以上 2,000 ㎡未満	
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

			12,000 mi 以上 20,000 mi 未満		
4.00	5 . 6 0	7 . 5 0	10.40	14.00	17.60

設置面積 主任技師 0.44 0.14 0.40 0.98 人 100 ㎡以上 技師 A 技師 B 機械設備A 事業所 0.44 0.75 0.40 1.59 人 200 ㎡未満 0.44 0.93 1.37 人 0.22 0.22 人 技師 D 設置面積 主任技師 0.94 0.42 0.60 1.96 人 機械設備B 事業所 400 ㎡以上 技師 A 0.94 2.29 2.31 5.54 人 技師 B 0.94 600 ㎡未満 2.76 3.70 人 技師 D 0.63 0.63 人 設置面積 主任技師 1.18 0.42 0.60 2.20 人 機械設備 C 事業所 400 mi以上 技師 A 1.18 2.87 2.89 6.94 人 600 mi未満 1.18 3.45 4.63 人 技師 D 0.63 0.63 人 設置面積 主任技師 1.35 0.42 0.60 2.37 人 機械設備 D 事業所 技師 A 400 ㎡以上 1.35 3.30 3.33 7.98 人 600 ㎡未満 技師 B 1.35 3.97 5.32 人 技師 D 0.63 人

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。
- 注 2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分 析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことが
 - ら、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査要用に関する専門機関からの見積に要する要用
 - ・同要領第8条に規定する対象石錦の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見稜に 要する費用

機械設備Aの場合

表 6 - 17

機の	械設面	備	100 mi未満	100 ㎡以上 200 ㎡未満
補	正	率	0.80	1.00

機械設備B、C及びDの場合

機械設備 の 面 積					1,500 ㎡以上 2,000 ㎡未満	
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

			12,000 m 以上 20,000 m 未満		30,000 mi以上 40,000 mi未満
4.00	5 . 6 0	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

表 6 - 19

E 4	単位	職 種	外 業	内	業	dž	備考
区分	市 17	小 性	調査	図面等	算 定	aT	ин 15
機械設備の見積	台 (裝置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人	

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの 歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2)生產設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を 行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6 - 20 の区分によるものとする。

表 6 - 20

区分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンブ排水設備等を含む)、 牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生產設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール維送機又はボール洗 い機等を含む)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該 施設に附帯する駐車場を含む)、釣り堀、貯木場等
生産設備の	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的には係わらないが、間接的 に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等 の厚生施設等
生産設備D	上記Aから Cまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、 透電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、 炭燒釜等

口 生産設備の調査及び算定

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、 かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見様の徴収に 必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。

表 6 - 18

区分	単位	職 種	外 業	内	業	dž	(# ¥
E 37	± 12	AU 132	調査	図面等	算 定		備考
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人	

- 注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1台(装置)当たりの 歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセント を超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2)生產設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を 行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6 - 19 の区分によるものとする。

表 6 - 19

区分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンブ排水設備等を含む)、 牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール維送機又はボール洗 い機等を含む)、自動車練習場のコース、適園地(公共的な公園及び当該 施設に附帯する駐車場を含む)、釣り堀、貯木場等
生産設備〇	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的には係わらないが、間接的 に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈殿池を含む)、駐車場、運動場等 の厚生施設等
生産設備D	上記Aから Cまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水梅又は浄水梅、鉄塔、 透電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、 炭焼釜等

口 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の検算は、表 6 - 21 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備入からでまでの設備区域内に生産設備入が存する場合には、生産設備又は計上しないものとする。

表 6 - 21

区分	単位	規模	駐 種	外業	内	業	i+	備考	
E 37	# 12	X/L 19c	ABL 199	調査	図面等	算定	• 1	иш -5	
生產設備 A	. 設 備 当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師 技師 A B 技師 C 技師 D	0.29 0.29 0.29	0.14 0.71 0.49	0.10 0.13 0.43 0.15	0.10 人 0.56 人 1.43 人 0.78 人 0.15 人		
生產設備日	設 備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41	0.15 0.88 0.70	0.12 0.18 0.46 0.19	0.12 人 0.74 人 1.75 人 1.11 人 0.19 人		
生產設備(: 設 備 当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.21 0.21 0.21 0.21	0.15 0.58 0.48	0.11 0.16 0.32 0.17	0.11 人 0.52 人 1.11 人 0.69 人 0.17 人		
生產設備口	笛所		主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.13 0.13 0.13	0.09 0.50 0.21	0.08 0.09 0.16 0.17	0.08 人 0.31 人 0.79 人 0.34 人 0.17 人		

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分 析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことか ら、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石錦の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

表 6 - 22

設備の延べ 面 積				800 mi以上 1,300 mi未満	
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

- 24 -

2,000 ㎡以上 3,000 ㎡以上 5,000 ㎡以上 7,000 ㎡以上

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の稜算は、表 6 - 20 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備Aから Cまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表 6 - 20

					_			
区分	単位	規模	雅 種	外 業	内	業	i i i i i	備考
L 77	車 12	XX 15:	ALL 作里	調査	図面等	算 定	•	ин -5
生産設備A		300 ㎡以上	主任技師 技師 A 技師 B	0.29 0.29	0.14 0.71	0.10 0.13 0.43	0.10 人 0.56 人 1.43 人	
	当たり		技師 C 技師 D	0.29	0.49	0.15	0.78 人	
生產設備B	設 備 当たり	300 ㎡以上	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.41 0.41 0.41	0.15 0.88 0.70	0.12 0.18 0.46 0.19	0.12 人 0.74 人 1.75 人 1.11 人 0.19 人	
生産設備の	設 備 当たり	300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.21 0.21 0.21	0.15 0.58 0.48	0.11 0.16 0.32 0.17	0.11 人 0.52 人 1.11 人 0.69 人 0.17 人	
生產設備D	笛所		主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.13 0.13 0.13	0.09 0.50 0.21	0.08 0.09 0.16 0.17	0.08 人 0.31 人 0.79 人 0.34 人 0.17 人	

- 注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-21の補正率表を適用するものとする。
- 注2 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分 析調査は除く。) を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことか
 - ら、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石錦の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に 要する費用

表 6 - 21

設備の延べ 面 積	300 ㎡未満			800 ml以上 1,300 ml未満	
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m以上 3,000 m以上 5,000 m以上 7,000 m以上

- 24

3,000 ㎡未満	5,000 mi未満	7,000 ㎡未満	9,000 ㎡未満
3 . 4 0	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

新

表 6 - 23

区分	単位	職種	外業	内	業	- it	備考
E 31	+ 12	AU 132	調査	図面等	算 定		ин -5
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

- 注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては 1 台(設備)当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- (3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定 附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。
- イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表<u>6 - 24</u>によるものとする。

表 6 - 24

区分		判	断	基	準
住宅敷地A	住宅等の敷地であっ	て、一画地	の敷地面	接が 150	mi未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であっ	て、一画地	の熱地面	積が 150	miから 200 mi程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であっ	て、一画地	の敷地面	積が 200	㎡から 600 ㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地で のもの	あって、→	画地の敷	地面積が	i 600 ㎡から 1,000 ㎡程度
農家敷地B	農家住宅等の敷地で	あって、→	画地の敖	地面積が	1,000 ㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、1	仏閣等の数	地		
独立工作物	独立看板、広告塔、	野立木等			

3,000 mi未満	5,000 mi 未満	7,000 ㎡未満	9,000 ㎡未満
3 . 4 0	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見様の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表 6 - 22

区分	単位	職 種	外業	内	業	dž	備考
_ E 37	# 12	Aut 19	調査	図面等	算 定	ā1	ин 15
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

- 注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては 1台(設備)当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- (3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定 附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分の属するもの以外の全てのものをいう。
- イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表<u>6-23</u>によるものとする。

区分		判	断	基	準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって	7、一画地	の敷地面	接が 150	mi未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって	7、一画地	の熱地面	積が 150	㎡から 200 ㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって	7、一画地	の敷地面	積が 200	㎡から 600 ㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地でる のもの	ちって、一	画地の敷	地面積が	i 600 ㎡から 1,000 ㎡程度
農家敷地B	農家住宅等の敷地であ	5って、→	画地の敖	地面積が	1,000 ㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、位	以間等の数	地		
独立工作物	独立看板、広告塔、里	7立木等			

- 注1 住宅等の敷地であって 600 mi以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 mi未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。
- 注2 附帯工作物の調査範围内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木含む。)の調査及び算定 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 25 により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

表 6 - 25

									3	. 0 –	23
区分	単位	規模	鵩	挿	外 :	業	内	業	it.	備	*
	車 17	7AL 15-	Pat	†里	調 :	査	図面等	算 定	ā1	PHH .	-5
All and the same of the same o	_		技師	A	0.20		0.10	0.06	0.36人		
住宅敷地A	戸		技師 技師	С	0.20		0.70	0.28	0.48 人		
			技師	D		_	_	0.06	0.06人		
住宅敷地B	一		技師 技師	A B	0.26		0.10	0.07	0.43 人		
12-2			技師	С	0.26		1.24	0.35	1.85 人		
			技師	D	_	_	_	0.07	0.07 人		-
住宅敷地C	戸		技師技師	A B	0.47		0.10	0.07	0.64 人		
			技師技師	C	0.47	7	2.06	0.45	2.98 人		
			技師		0.65	_	0.09		0.81 人		_
農家敷地A	戸	600 mi以上	技師	В	0.65	5	_	0.07	1.53 人		
			技師 技師	0	0.65	5	2.79	0.77	4.21 人		
			技師	A	0.91	ı	0.19	0.13	1.23 人		
農家敷地B	戸		技師技師	В	0.91		3.90	1.11	2.02 人 5.82 人		
			技師	Ď	_	-		0.13	0.13 人		
			技師	Α	0.41	- 1	0.23	0.22	0.86人		
工場等の敷地	笛所		技師 技師	В	0.41		2.30	0.83	1.24 人		
			技師	D	_	-	_	0.18	0.18 人		
独立工作物	笛所		技師技師	АВ	0.13		0.12	0.12 0.21	0.37 人		
4本五丁1月400	<u>₩</u> 17/T		技師	С	0.13		0.61	0.20	0.94 人		
			技師	D	-	-	—	0.15	0.15 人		

- 注1 住宅等の敷地であって 600 ㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 ㎡未満のときは、住宅敷地のとして取り扱うものとする。
- 注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積か ら除くものとする。
- ロ 附帯工作物(敷地内の立竹木含む。)の調査及び算定 附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 24 により行うも のとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査 内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

								É	長 6 -	24
区分	単位	規模	雕	糆	外 業	内	業	i+	備	老
			"		調査	図面等	算 定	"	····	-
		敖地面積	技師	Α	0.20	0.10	0.06	0.36人		
住宅敷地A	戸	150 ㎡未満	技師技師	В	0.20	0.70	0.28	0.48 人		
			技師	D	_	_	0.06	0.06人		
		敖地面積	技師	Α	0.26	0.10	0.07	0.43 人		
住宅敷地B	戸	150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師技師	В	0.26	1.24	0.39	0.65 人		
		200 m ж да	技師	D		1.24	0.07	0.07人		
		敖地面積	技師	Α	0.47	0.10	0.07	0.64 人		
住宅敷地C	戸	200 ㎡以上	技師	В	0.47		0.61	1.08 人		
		600 ㎡未満	技師技師	С D	0.47	2.06	0.45	2.98 人		
		数地面積	技師	A	0.65	0.09	0.07	0.81 人		
農家敷地A	戸	600 ㎡以上	技師	В	0.65	_	88.0	1.53 人		
		1,000 ㎡未満	技師技師	C	0.65	2.79	0.77	4.21 人		
				_						
農家敷地B	 -	敖地面積 1,000 m 以上	技師	A B	0.91	0.19	0.13	1.23 人		
ACMCMC*LL	l	-,eeex. <u>-</u>	技師	c	0.91	3.90	1.01	5.82 人		
			技師	D	_	_	0.13	0.13 人		
T-18-00-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0	AN = C	敷地面積	技師	A	0.41	0.23	0.22	0.86人		
工場等の敷地	笛所	500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師技師	В	0.41	2.30	0.83	1.24 人 3.13 人		
		- ; /// // //	技師	D	_	_	0.18	0.18人		
			技師	Α	0.13	0.12	0.12	0.37人		
独立工作物	笛所		技師技師	В	0.13	0.61	0.21	0.34 人		
			技師	Ď		0.01	0.15	0.15 人		

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び基地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-26の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、 分析調査は除く。)を含んた歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれない ことから、必要に応じて、別途見籍等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査サ用に関する専門機関からの見積に要するサ用
 - ・同要領第8条に規定する対象石錦の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見<mark>稜に</mark> 要する費用

表 6 - 26

敷地の面積	500 ml未満				4,000 ㎡以上 8,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 ㎡以上 12,000 ㎡未満		20,000 ㎡以上 28,000 ㎡未満		
5.70	7.80	10.40		

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 27 によって行うものとする。

表 6 - 27

F A	単位	職 種	外 業	内業		dž	備考
区分	<u>∓</u> 1∆	机竹里	調査	図面等	算 定] "'	M# 15
独立工作物の見積	笛所	技師 A 技師 C		0.09 0.22	0.35	0.44 人	

- 注 1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては 1 箇所当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- (4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び築定は、表 6 - 28 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件 - 27 -

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び基地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模棚に定める面積以外の場合は、表 6-25 の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。
- 注4 本表は、石錦要領第4条に規定する石錦調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、 分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれない ことから、必要に応じて、別途見銭等を徴収して対応するものとする。
 - ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
 - ・同要領第8条に規定する対象石締の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見様に 要する費用

表 6 - 25

敷地の面積		500 ml未満			2,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	
	補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 ㎡以上	12,000 ㎡以上	20,000 ㎡以上
12,000 ㎡未満	20,000 ㎡未満	28,000 ㎡未満
5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 26 によって行うものとする。

表 6 - 26

区分	単位	耿 種	外 業	内	業	dž	備考
E 77	# 12	AL 19	調査	図面等	算 定	•1	ин -5
独立工作物の見積	笛所	技師 A 技師 C		0.09 0.22	0.35	0.44 人 0.22 人	

- 注 1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては 1 箇所当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- (4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、 $\frac{8}{100}$ 6 $\frac{1}{100}$ の区分によって行うものとし、各区分の直接人件

旧

妻の綾算は、 $\frac{8}{8}$ 6 - 29 により行うものとする。この場合の直接人件妻は次式によるものとする。

新

調査対象面積

直接人件費= (単位当たり直接人件費 × -----)

1,000

ただし、表 $\frac{6-28}{2}$ の区分棚の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6 - 28

区	分		判	断	基	準	
		まつ、かや、まき、 の他の効用を有する(5		— .			
		生木を含み、庭園及で 種別により区分する。	ゾ墳墓 を	構成する	ものを除	く。)をいい、	次に掲げる
		A 観 賞 樹					
		観賞上の価値を有					
		広葉樹)、株物、玉					
		(の) 高 木 モミミ			とのようにくなるもの)区分か概ね
庭木	- Appr					りをいつ。 こ、通常幹又は	+++ */+B */
#= /\	. 4					こ、畑田軒入10	
						葉が地上近く	
		全体 と	して球状	だを呈し、	樹高が大	きくならない	ものをいう
		④ 生 垣 宅地等				りに密植 したも	ので、囲蹟
			するも 0				
		□ ⑤ 特殊樹 ①~④	pic該当す	「るもの?	を除く。		
		B 利 用 樹 防風、防雪その化	han Ath Ellis	E III 65 I.	. .	+ 40 7 11 7 4 4	- 7 + I- F
		数回りに生育するも			U (112t%)	941 CU (Q X 4	N.C. ±IEB
			, 0, 20.	· ·			
		名所又は旧跡の風	1)致保存を	祖的と	して植裁る	きれている立才	又は風致を
		保たせるために植表	まされてし	/る立木	をいう。		
		D地被類					
		観賞等を目的にも	直え付け(られた多	年生植物	で、木本系及	び草本系をし
		う。 ① 木本系 ササ類	F do lotub l	L 100 A C 11	eri= \< / +	4 4# I = J4 ±= ± 7	. + . + t
			Rはて地口 B然発生の			*441=生育93	りものをい
		② 草本系 リュウ				n 葉や蒸りかり	1 推拔15年
						2状の低い地」	
		這うよ	さうに面∜	だに生育す	するものな	といい、自然乳	性のものを
		除く。					
		E芝 類					
		観賞等を目的にも	直え付け(うれた多	年生植物	で、日本芝及	び西洋芝をし
		う。 ① 日本芝 高麗芝	: BR # 1	n FAITa	久添 十±± 1	れて冬眠に入る	5.65 ±BI+±1
						ょくで吹にへる ■然発生のも0	
		でし、 ② 西洋芝 ケンタ					
		ㅎに했	い芝類を	EUU. E	自然発生(りものを除く。	
		F ツル性類					

費の綾算は、表 6 - 28 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

調査対象面積

直接人件费= (単位当たり直接人件费 × -----)

1,000

ただし、 $\underline{\mathbf{z}}_{6}$ 6 - $\underline{27}$ の区分棚の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。

区 分 判 断 基 準 まつ、かや、まき、つばき等の立木で、舗賞上の価値又は防風、防雪での他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植蔵されているもの(単生水を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる種別により区分る。								表 0 - 27
の他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に値載されているもの(自生木を含み、庭園及び墳巻を構成するものを除く。)をいい、次に掲げら種別により公分する。 A 観賞 樹	区	分		判	断	基	準	
生木を含み、庭園及び損塞を構成するものを除く。)をいい、次に掲げる種別により区分する。			まつ、かや、まき、	つばき	等の立木	で、観賞。	上の価値又は	防風、防雪
種別により区分する。 A 賀 賞 樹 一般			の他の効用を有する値	主宅、店舗	舗、工場	等の敷地	こ植裁されて	いるもの (1
A 観賞			生木を含み、庭園及は	び墳墓を	構成する	ものを除	く。) をいい	、次に掲げ
 一般質生の価値を有すると認められる立線質用付を含む)をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹を側枝の区分が概え 明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテン樹高が大きくならなりものをいう。 ③ 玉 物 マメッケ、アッジなどのようには、通常幹又は挟が根元がら分枝したもので、場高が大きくならないものをいうに分析をしているでは、まで、大きでは、いて、は、いて、は、いて、は、いて、は、いて、は、いで、は、いで、は、いで			種別により区分する。					
広葉樹)、株物、玉物、生垣、特殊樹(観賞用竹を含む)をいう。 ① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概有明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ② 玉 物 マメツゲ、ツシジなのように、通常幹ではらないものをいう。 ② 生 垣 宅地等の横月近において直接的に密値したもので、囲間に担当するものをいう。 ③ 特殊樹 の~@に該当するものを除く。 B 利 用 樹 断風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に危数回りに生育するものをいう。 ② 風 致 木 名所又は旧腑の風致保存を目的として植栽されている立木で、主に危険に担当なのに植栽されている立木で、主に危険とせるために植栽されている立木をいう。 ② か 水 名所又は旧腑の風致保存を目的として植栽されている立木で、東に見受している。本本系ので草本系をでは、大きないでは、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないので、大きないで、大きないで、大きないので、大きないので、大きないが、大きないで、大きないが、大きないで、大きないが、大きないで、大きないで、大きないで、大きないが、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないが、大きないでは、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないで、大きないでは、大きないでは、大きないで、大きないでは、大きないで、大きないでは、は、大きないでは、大きないいでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないいいいは、は、はいいいは、は、は、は、はいいは、は、は、は、は、は、は、いいいは、は、は、は、は、いいいいは、は、いいいは、は、は、は、は、は、いいいいは、は、は、は、いいいは、は、は、は、いいいいは、は、は、			A 観 賞 樹					
 ○ 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側検の区分が概相 明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は株が根元がら分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ③ 玉 物 マメッグ、ツッジなどのように扶業が地上近くまで策茂し全体として球状を呈し、樹高がようならないものをいう。 ④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密値したもので、囲船に相当するものをいう。 ⑤ 特殊樹 ①~@に該当するものを除く。 B 利 用 樹 筋風、防雪するものを除く。 C 風 歌 木 名所又は旧跡の風歌は存を目的として植栽されている立木で、主に履歌を得たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 坡 類 韻賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ① 本系 リュウノビゲなど地上部が本質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除い。 ② 草本系 リュウノビゲなど地上部がすびの葉や茎となり、株状に負育するもの及びシバザウラなどを状でいて、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものを除く。 ② 西洋芝 野芝のように冬季は枯れて冬眠にわるのは除く。 ② 西洋芝 野芝のように冬季は枯れて冬眠にものは除く。 ② 西洋芝 野芝のように冬季では枯れて冬眠にものは除く。 ② 西洋芝 野芝のように祭季でも緑を保つが発きに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 			観賞上の価値を積	すすると	認められ	る立木では	あって、高木	(針葉樹及
# 物 アジサイ、ナンテン 後 るものをいう。 ② 株 物 アジサイ、ナンテン 後 るものをいう。 ③ 玉 物 マメッケ、ツッジなどのように、通常幹又は挟が根元だら分枝したもので、場高が大きくならないものをいう。 ③ 玉 物 マメッケ、ツッジなどのように検集が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈むいで 直接的に密値したもので、 国際に相当するものをいう。 ⑤ 特殊			広葉樹)、株物、玉	物、生垣	、特殊機	(観賞用	竹を含む)を	いう。
 基本等 機物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は挟が模元がら分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 事 本終して球状を呈し、樹高が大きくならないものをいいのでいるという。 事 生 垣 宅地等の境界付近において直接的に密値したもので、囲脈に担当するものをいう。 事 特殊樹 の (中央)に該当するものを除く。 別 用 樹 勝風、防雪子の他の効用を目的として植栽されている立木で、主に原数回りに生育するものをいう。 ○ 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致る保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 披 頻 韻賞等を目的に値え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をある。 東本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを終いまするもの及びシバザクラマを早まれの低い地上部が本質に変するように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 章 本系 リュウノヒゲなど地上部がな草状の低い地上部が本質に近く株状に当前するように面状に生育するものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものを除る。 国 芝 類 韻賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝を表し、場合に強い正質を表していました。 中本芝 類 一本芝 野芝協い定類を収めるように冬季でも緑を保っかるまで、現まで発達していまりに冬季でも緑ででも緑では、またい、自然発生のものを除く。 西洋芝 ケンタッキーブルのように冬季でも緑で、日本芝のはいたりが発生のように発生のものを除く。 西洋芝 ケンタッキーブルのように冬季でも緑ででも緑ではいたりが発生のように発生のものを除く。 			の 高 木 モミミ	2、ハナ3	ミズキな。	どのように	主幹と側枝	の区分が概ね
○ 分枝したもので、樹高が大きくならないものをいう。 ○ 玉 物 マメッグ、ッッジなどのように検葉が地上近くまで繁茂し全体として球状を呈し、樹高がよきくならないものをいう。 ② 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密値したもので、囲脈に相当するものをいう。 ○ 特殊樹 ①~@に該当するものを除く。 B 利 用 樹 筋風、防雪きの他の効用を目的として植栽されている立木で、主に原数回り生育するものをいう。 ○ 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。 ○ 地 坡 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ○ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノビゲなど地上部が減の集や基となり、株状に負育するもの及びシバザクラマなど草状の低い地上部が地面を減らように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ○ 草本 リュウノビゲなど地上部がなど草状の低い地上部が地面を減らように面状に生育するものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものをいい、自然発生のものは除く。 ○ 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが経りに発見を保つが発生のものを除く。			明らt	りで、樹間	島が大き	くなるもσ)をいう。	
② 玉 物 マメッケ、ツッジなどのように検集が地上近くまで築度し全体として状状を呈し、樹高が大きくならないものをいう ③ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密値したもので、関係に相当するものを除く。 ⑤ 特殊樹 ①~④に該当するものを除く。 B 利 用 樹 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	庭 木	等	② 株物 アジヤ	けイ、ナコ	ンテンな。	どのように	、通常幹又	は挟が根元が
全体として球状を呈し、樹高が大きくならないものをいう ② 生 垣 宅地等の機丹近において直接的に密値したもので、囲脈に担当するものをいう。 ③ 特殊樹 ①~④に該当するものを除く。 B 利 用 樹 断風、防雪その他の効用を目的として植裁されている立木で、主に影数回りに生育するものをいう。 ○ 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植裁されている立木又は風致な保たせるために植裁されている立木をいう。 D 地 坡 類 韻賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が攻軍状の係い地上部が地面な遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝 類 韻賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。			ら分割	ましたも(ので、樹み	島が大きく	ならないも	のをいう。
② 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密値したもので、圏像に相当するものをいう。 ③ 特殊機 ①~②に該するものを除く。 B 利 用 樹			② 玉物 マメツ	ソゲ、ツツ	/ジなど0)ように枝	葉が地上近く	、まで繁茂し
に相当するものをいう。			全体 と	こして球ね	ばを呈し、	樹高が大	きくならなし	いものをいう
 ⑤ 特殊樹 ①~@に該当するものを除く。 B 利 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植裁されている立木で、主に影数回りに生育するものをいう。 ○ 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植裁されている立木又は風致な保たせるために植裁されている立木をいう。 D 地 坡 類 韻賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ⑥ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい。自然発生のものを除い、自然発生のものをいい。自然発生のものないが、自然発生のものないが、自然発生のものないが、自然発生のものないが、自然発生のものないに、自然発生のものない。 ⑥ 草本系 リュウノヒゲなど地上部が享状の集や基となり、株状に当育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面で遠うように面状に生育するものをいい。自然発生のものな際へ。 E 芝 類 韻賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 ⑥ 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は腹をし、毒さに強い芝類をいい、自然発生のものな除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルのように冬季でも緑を保つが過ぎに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 			④ 生 垣 宅地等	きの境界(付近におり	ハて直線的	りに密植した	もので、囲阪
B 利用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に原数回りに生育するものをいう。 C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致る保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノ上ゲなど地上部が東状の底い地上部が地面で減らように面状に生育するもの及びシバザクラスなど草状の底い地上部が地面で減らように面状に生育するものをいい、自然発生のもので除く。 E 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 D 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は恵々し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが終さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			に相当	当するも(のをいう。			
防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に原数回りに生育するものをいう。 区 取			の 特殊樹 ①~@	りに該当す	するもの:	を除く。		
数回りに生育するものをいう。 ② 風 数 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致な保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 披 類 鑽賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ① 木本系 サザ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に含育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面が遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝 類 鋼質等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は雨を、大きなに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーのように冬季でも緑を保つが終まる。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーのように冬季でも緑を保つが終まる。			B利用樹					
○ 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植裁されている立木又は風致を保たせるために植裁されている立木をいう。 □ 地 披 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 □ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 □ 草本系 リュウノビゲなど地上部がするといい、自然発生のものを除く。 □ 草本系 リュウノビゲなど地上部が東では水の低い地上部が地面を遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 □ 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 □ 日本芝 の			防風、防雪その作	也の効用で	を目的と	して植栽さ	れている立:	木で、主に風
名所又は旧跡の風飲保存を目的として植栽されている立木又は風飲る保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 披 類 鑽賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面で遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のものな際く。 E 芝 類 一般である 「一般である」では、一般である。 「一日本芝」の「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」で「「一日本学」では、「「「一日本学」では、「「一日本学」では、「「「一日本学」では、「「一日本学」では、「「「一日本学」では、「「一日本学」では、「「「一日本学」では、「「「一日本学」では、「「「「一日本学」」では、「「「「「一日本学」」」では、「「「「「」」」では、「「「「「」」」では、「「「「「」」」では、「「「「」」」では、「「「「」」」では、「「「」」」では、「「「「」」」では、「「「「」」」では、「「「」」では、「「「」」では、「「「」」では、「「「」」では、「「「」」では、「「」」では、「「「」」では、「」では、「			敷回りに生育するも	5のをいう	ð.			
保たせるために植栽されている立木をいう。 D 地 接 類			C風致木					
D 地 被 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系を う。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が享ばの第や基となり、株状に当 育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を 遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを 除く。 E			名所又は旧跡の風	10致保存7	を目的と	して植裁さ	されている立:	木又は風致る
 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をう。 ① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に当育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面で返うように面状に生育するものをいい、自然発生のものな除く。 臣 芝 頻 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 ① 日本芝 高瀬芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根はま冬し、暑さに強い芝類のように冬季でものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でものは除く。さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 			保たせるために植ま	まされてし	ハる立木:	をいう。		
う。			D地被類					
 ① 木本系 サザ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ② 卓本系 リュウノ上ゲなど地上部が卓状の集や基となり、株状に当育するもの及びシバザクラなど卓状の低い地上部が地面を遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝類 調賞を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は恵冬 し、暑さに降い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのよるに冬季でも緑を保つが発きに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 			観賞等を目的に構	直え付け	られた多	年生植物 "	で、木本系及	び草本系を
い、自然発生のものを除く。 ② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、性状に当有するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を								
② 卓本系 リュウノヒゲなど地上部が卓状の集や茎となり、株状に当 育するもの及びシバザクラなど卓状の低い地上部が地面で 遠うように面状に生育するものをいい、自然発生のもので 除く。 E 芝 類 観賞等を目的に値え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝を う。 ① 日本芝 高瀬芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は調 冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブル・グラスのように冬季でも縁 さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			① 木本系 ササ業	頁など地。	上部が木!	間に近く物	状に生育す	るものをい
育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を 違うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを 除く。 E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝を う。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は恵 冬 し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブル・ブラスのように冬季でも緑を保つがあ さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			い、自	然発生(のものを	除く。		
這うように面状に生育するものをいい、自然発生のもので 除く。 E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝を う。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根はま 冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 グンタッキーブルーグラスのように冬季でも録を保つが過 さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			② 草本系 リュウ	フノヒゲか	など地上で	部が草状の)葉や茎とな	り、株状に生
除く。 E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根はま冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも縁を保つがまさに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			育する	5もの及び	チシバザ :	クラ など草	草状の低い地.	上部が地面を
E 芝 類			這う。	とうに面ね	ばに生育?	するものを	Eいい、自然	発生のものな
 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をう。 ① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は食をし、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが終さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 			除く。					
う。			E芝 類					
 ⊕ 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は恵冬し、暑さに降い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが身さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 			観賞等を目的に	直え付け	られた多	年生植物 "	で、日本芝及	び西洋芝を
冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが身 さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			j.,					
② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つかる さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。			① 日本芝 高麗芝	艺、野芝(のように	冬季は枯れ	て冬眠に入っ	るが、根は調
さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。								
F ツル性類				引い芝類で	をいい、自	自然発生の)ものを除く。	
			F ツル性類					

	観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく 地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、 棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、 自然発生のものを除く。 の 他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の 多年生植物をいい、自然発生のものを除く。
用材料	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材 の効用を有していると認められるものをいう。
新炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又は これらの効用を有していると認められるものをいう。
以 穫 樹	A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、 栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に 肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、 原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特 用 樹 茶、森、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、 園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
17 #*	孟宗竹、真竹等で竹材又は箭の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 6 - 29

								44 -
区分	単位	規模	駐 種	外業	内	業	ii†	備考
E 77	# 112	X/6 15c	ALC 192	調査	図面等	算 定	•	ин ·-5
用材林	1,000 m		主任技師 技師 B 技師 C 技師 D	0.23 0.23 0.23	0.07 0.47	0.04 0.07 0.18 0.15	0.04 人 0.37 人 0.88 人 0.38 人	
薪 炭 林	1,000 m		主任技師 技師 B 技師 C 技師 D	0.36 0.36 0.36	0.11 0.68	0.06 0.10 0.31 0.15	0.06 人 0.57 人 135 人 0.51 人	
収穫樹	1,000 m		主任技師 技師 B 技師 C 技師 D	0.34 0.34 0.34	0.12 0.91	0.08 0.10 0.38 0.21	0.56 人	釣り棚、囲障 等の調査及び 算定を含む。
			主任技師	_	_	0.04	0.04 人	

観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく| 地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、 棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、 自然発生のものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の 多年生植物をいい、自然発生のものを除く。 用 材 林 │ ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材 │ の効用を有していると認められるものをいう。 - 薪 炭 林 │ なら、くぬき等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又は これらの効用を有していると認められるものをいう。 収 様 樹 A 果 樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、 栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に 肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、 原野及び林地等に散在するものをいう。 B特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、 園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。 孟宗竹、真竹等で竹材又は箭の収穫を目的としている竹林をいう。 営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。 苗 木 (植木畑)

								表 6 - 28
区分	単位	規模	雅 種	外業	内	業	i+	備考
	車 17	XM 1∓	机 性	調査	図面等	算 定	81	M# 15
用材林	1,000 m	_	主任技師 技師 B 技師 C 技師 D	0.23 0.23 0.23	0.07	0.04 0.07 0.18 0.15	0.04 人 0.37 人 0.88 人 0.38 人	
新 炭 林	1,000 m	_	主任技師 技師 B 技師 C 技師 D	0.36 0.36 0.36	0.11 0.68	0.06 0.10 0.31 0.15	0.06 人 0.57 人 1.35 人 0.51 人	
収穫樹	1,000 m		主任技師 技師 B 技師 C 技師 D	0.34 0.34 0.34	0.12 0.91	0.08 0.10 0.38 0.21	0.08 人 0.56 人 1.63 人 0.55 人	釣り棚、囲障 等の調査及び 算定を含む。
			主任技師	_	_	0.04	0.04 人	

竹林	1,000 m		技師 技師 技師	ВС	0.14 0.14 0.14	0.13	0.06 0.13 0.14	0.33 人 0.75 人 0.28 人	
苗木(植木畑)	1,000 m	_	技師 技師 技師	вср	0.50 0.50 0.50	0.04	0.04 0.37 0.06	139人	囲障等の調査 及び算定を含 む。

注 調査区域の地形等によって表 6-30の補正を行うものとする。

表 6 - 30

地 形	判 断 基 準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね 30 °以上)	1 . 4 0

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯館、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6 - 31 によるものとし、各区分の直接人件数の検算は、表 6 - 32 により行うものとする。

表 6 - 31

区	分		判	断	基	準	
庭	Α	神社、仏閣その他に 準ずると認められるも		跡等の指:	定を受け	ているもの、	又はこれに
庭		上記A以外の庭園、 築山、池等によって造 められるもの					
庭	О	上記A及びB以外の て造形されており、総	庭園であ 合的美的	って、庭 呆観が形!	石、石組 成されて	、灯籠、築山 いると認めら	」、池等によっ oれるもの。

表 6 - 32

区分	単位	規模	雕	職種	外 業	内	業	it	備考
E 3	中 17	XM 15:			調査	図面等	算 定	•	ИН 15
庭園A	笛所	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.88 0.88 0.88	0.12 1.00 1.93	0.12 0.75 0.75 0.12	1.12 人 2.63 人 3.56 人 0.12 人	
庭園B	笛所		技師 技師	A B	0.63 0.63	0.12 0.93	0.12 0.68	0.87 人 2.24 人	

竹林	1,000 m	_	技師 技師 技師	ВОР	0.14 0.14 0.14	0.13	0.06 0.13 0.14	0.33 人 0.75 人 0.28 人	
苗木(植木畑)	1,000 m	_	技師 技師 技師	ООВ	0.50 0.50 0.50	0.04	0.04 0.37 0.06		囲障等の調査 及び算定を含 む。

注 調査区域の地形等によって<u>表 6 - 29</u>の補正を行うものとする。

表 6 - 29

地 形	判断 荃 準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地(傾斜角度が概ね 30 °以上)	1 . 4 0

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、祭山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6 - 30 によるものとし、各区分の直接人件数の銭算は、表 6 - 31 により行うものとする。

表 6 - 30

区		分		判	断	基	準	
庭	₩.	Α	神社、仏閣その他 準ずると認められるも		跡等の指	定を受け	ているもの、	又はこれに
庭	±	В	上記A以外の庭園、 築山、池等によって; められるもの					
庭	B	С	上記 A 及び B 以外(て造形されており、					

区分	単1	位	規模	雕	種	外;	ŧ	内	業	it.	備考
E 20	4 1	127	XM 196			調 3	ž	図面等	算 定	ā1	MH 15
庭園A	笛	Ēſ	200 ㎡以上	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.88 0.88 0.88		0.12 1.00 1.93	0.12 0.75 0.75 0.12	1.12 人 2.63 人 3.56 人 0.12 人	
庭園B	笛	所		技師技師	A B - 30	0.63		0.12 0.93	0.12 0.68	0.87 人 2.24 人	

	400	D ㎡未満 技師 技師	О	0.63	1.81	0.68 0.12	3.12 人 0.12 人	
庭園の笛		技師 D mi 以上 技師 D mi 未満 技師 技師	A B∪D	0.47 0.47 0.47	0.08 0.75 1.50		0.63 人 1.78 人 2.53 人 0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、<mark>表 6 - 33</mark> の補正率表を適用するものとする。 注2 庭園の調査区域とした場合には、附帶工作物の調査面積から除くものとする。

表 6 - 33

設備の延べ 面 積				600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	
補正率	0.80	1.00	1 . 4 0	1.90	2.90	

2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満		10,000 ㎡以上 14,000 ㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳塞等とは、塞地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6 − 34 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の検算は、表 6 − 35 により行うものとする。

この場合の直接人件要は、次式によるものとする。

表 6 - 34

区	分		判 断 基 準						
	墳 基	養地使用(祭祀)者の使用範囲が区画さま 基 A →画地の面積が3~4㎡程度のもの (10㎡当たり3画地程度)							
寺院又は公営(私営 を含む)墳墓	墳 基	В	養地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、 一画地の面積が 1.5~2 ㎡程度のもの (10 ㎡当たり 5 画地程度)						
	墳 基	С	巻地使用(祭祀) 者の使用範囲が区画されており、 一画地の面積が 1.5 ㎡以下程度のもの (10 ㎡当たり 7 画地程度)						
			- 31 -						

	400 ㎡未満 技師 技師		1.81		3.12 人 0.12 人	
庭園C簡所	技師 200 ㎡以上 技師 400 ㎡未満 技師 技師	П В 0.47 П С 0.47	0.08 0.75 1.50	0.08 0.56 0.56 0.12	0.63 人 1.78 人 2.53 人 0.12 人	

旧

注 1 本表規模棚に定める面積以外の場合は、表 6 - 32 の補正率表を適用するものとする。 注 2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6 - 32

設備の延べ 面 積	面 積 200 ㎡未満				1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	
補正率	0.80	1.00	1 . 4 0	1.90	2.90	

2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	10,000 ㎡以上
5,000 ㎡未満	10,000 ㎡未満	14,000 ㎡未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳妻等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6 − 33 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の検算は、表 6 − 34 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

調査対象面積

直接人件費= (単位当たり直接人件費 × —————

10

表 6 - 33

区 分 判断基準 養地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面検が3~4㎡程度のもの(10㎡当たり3画地程度) 寺院又は公営(私営を含む)境差 養地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面検が1.5~2㎡程度のもの(10㎡当たり5画地程度) 基地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面検が1.5㎡以下程度のもの								
境 基 A 一画地の面積が3~4㎡程度のもの(10㎡当たり3画地程度) 寺院又は公営(私営を含む) 境基 ・ 基地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの(10㎡当たり5画地程度) 基地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、金地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、	区	分			判	断	基	準
を含む) 墳基 B 一画地の面接が 1.5~2 ㎡程度のもの (10 ㎡当たり 5 画地程度)		墳 基	A	一画地の面	(機が3~	4 ㎡程度		画されており、
		墳 基	В	一画地の面	綾が 1.5	~ 2 mi 程.		
(10 ㎡当たり7 画地程度)		墳 基	С	一画地の面	綾が 1.5	mi以下程.		

- 31 -

 	墳 基		基地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10 ㎡当たり3基~5基程度あるもの
工能以外の項型	墳墓	E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になってい ないが、10 ㎡当たり7基程度あるもの

表 6 - 35

	,	分			位	規	模	雕	種	外	業	内	業	it	備	老
	^	77	4		127	規	採	瓶	程	調	査	図面等	算 定		V##	75
墳	垄	A	1	0	m	画 3	地程度	主任 技師 技師 技師	技師 ABCD	0.	16 16 16	0.08 0.27 0.17	0.05 0.06 0.33 —	0.05 人 0.30 人 0.76 人 0.33 人 0.16 人		
墳	基	В	1	0	m	5画	地程度	主任 技師 技師 技師	技師 A B C D	0.	25 25 25 25	0.08 0.46 0.17	0.05 0.06 0.56 0.27	0.05 人 0.39 人 1.27 人 0.42 人 0.27 人		
墳	奉	С	1	0	m	7画	地程度	主任 技師 技師	А В	0.	36 36 36	0.08 0.65 0.21	0.05 0.06 0.78 0.38	0.05 人 0.50 人 1.79 人 0.57 人 0.38 人		
墳	奉	D	1	0	m		~ 5 基 也)程度	主任 技師 技師		0. 0. 0.		0.08 0.37 0.21	0.05 0.06 0.45 0.22	0.05 人 0.35 人 1.03 人 0.42 人 0.22 人		
墳	基	E	1	0	m		7 基 也) 程度	主技 技协 技 技	技師 A B C D	0.	36 36 36	0.08 0.65 0.26	0.05 0.06 0.78 	0.05 人 0.50 人 1.79 人 0.62 人 0.38 人		

- 注1 墳巻の調査及び算定は、巻石、巻誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、 立竹木等について行うものとする。
- 注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2基地管理者等の調査 で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。)以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関

 	墳 基	D	基地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
工記以外の項を	墳墓	E	基地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表 6 - 34

										2	e 0 -	
5	τ 3	۷.	単位	規模	駐 種	外:	¥	Ł	業	ii+	備	老
	2 2	,	# 12	XR 19:	ALC 192	調 :	査	図面等	算 定		ин	-5
墳	基	A	10 m	3画地程度	主任技師 技師 A B 技師 C 技師 D	0.16 0.16 0.16	5	0.08 0.27 0.17	0.05 0.06 0.33 — 0.16	0.05 人 0.30 人 0.76 人 0.33 人 0.16 人		
墳	基	В	10 m	5画地程度	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.25 0.25 0.25	5	0.08 0.46 0.17	0.05 0.06 0.56 0.27	0.05 人 0.39 人 1.27 人 0.42 人 0.27 人		
墳	垄	O	10 ที	7 画地程度	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.36 0.36 0.36	5	0.08 0.65 0.21	0.05 0.06 0.78 	0.05 人 0.50 人 1.79 人 0.57 人 0.38 人		
墳	臺	D	10 m	3~5基 (画地) 程度	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.21 0.21 0.21	ı	0.08 0.37 0.21	0.05 0.06 0.45 	0.05 人 0.35 人 1.03 人 0.42 人 0.22 人		
墳	臺	Е	10 m	7 基 (画地) 程度	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.36 0.36 0.36	5	0.08 0.65 0.26	0.05 0.06 0.78 — 0.38	0.05 人 0.50 人 1.79 人 0.62 人 0.38 人		

- 注 1 墳塞の調査及び算定は、塞石、塞誌等、カロート、石稜、囲障(生垣を含む。)、 立竹木等について行うものとする。
- 注2 当該境基に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2基地管理者等の調査 で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンピニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。)以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関

係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料(検討概要書)を作成する(第9移転工法案の検討に該当するものを除く。)ものであり、これに要する直接人件費の検算は、表6-36により行うものとする。

表 6 - 36

区分	単位	雕	種	外 業		内 業		dž	備考
E 27	# 12			調	查	図面等	算定	-	ин '5
建物等の残地移転要 件の該当性の検討	l .	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.: 0.: 0.:	24	0.41 0.32 0.67 0.19		0.65 人 0.56 人 0.91 人 0.19 人	

- 注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常 妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表 を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物 等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。
- 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回(2回以上)行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地終転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再 現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う(照応建物に係る建物の推定建築要 の核算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と精外再築工法 の補償総額との比較を行う)ものである。

(1)建物計画案の策定

瞬応建物に係る建物の推定建築費の経算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の経算は、表<u>6-37</u>により行うものとする。

表 6 - 37

区分	単位	職 種	446	外 業	内	業	dž	備考
			+里	調査	図面等	算定		ин -5
	計画案 1 案 当たり	技師技師	A B		0.13 0.37		0.13 人	

- 注 概算額による照応建物の推定建築サの積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計 (照応建物の補償額算定)を行う場合においても、表 6 - 37を適用するものとする。
- (2) 照応建物の設計案の作成

- 33 -

係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が適常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転認定配置因及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料(検討概要書)を作成する(第9移旺江法案の検討に該当するものを除く。)ものであり、これに要する直接人件隻の検算は、表6-35により行うものとする。

表 6 - 35

区分	単位	Thi	職 種	外;	ŧ	内	業	dž	備	考
	# 17	Aut		調 3	ž	図面等	算 定		PHH .	-5
建物等の残地移転要 件の該当性の検討	権利者	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.24 0.24 0.24	_	0.41 0.32 0.67 0.19		0.65 人 0.56 人 0.91 人 0.19 人		

- 注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常 妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表 を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物 等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。
- 注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回(2回以上)行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7 建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う(照応建物に係る建物の推定建築費の検算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う)ものである。

(1)建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の経算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の経算は、表6-36により行うものとする。

区分		単位	職	種	外 業		内業		dž	備	考		
	調				査	図面等	算	定	"		-		
建物計画	案の策定	計 1 当	事案 実	技師 技師	A B	_	_	0.13 0.37		_	0.13 人 0.37 人		

- 注 概算額による照応建物の推定建築要の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計 (照応建物の補償額算定)を行う場合においても、表 6-36を適用するものとする。
- (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6-38 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計(照応 建物の補償額算定)は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業(図面等)及び算定 により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

区分	単位	耻 種	種	外	業	内	業	ii+	備考
E 37	# IX	ALC.	79	調	査	図面等	算 定	• 1	, in
照応建物の設計案の 作成	設計案 1 案 当たり	技師 技師 技師 技師	А В С D		_	0.06 0.72 0.41	0.14 0.46 0.10	0.20 人 1.18 人 0.41 人 0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補償額算定)は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数模の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6 - 37 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計(照応 建物の補償額算定)は、第6建物等の調査 4建物の調査の調査内業(図面等)及び算定 により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6 - 37

区分	単位	職種	446	外 業		内	業	ii+	備考
	車 12	Aut	†里	調	査	図面等	算 定	"	ин -5
照応建物の設計案の 作成	設計案 1 案 当たり	技師 技師 技師 技師	Фо		_	0.06 0.72 0.41	0.14 0.46 0.10	0.20 人 1.18 人 0.41 人 0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計(照応建物の補頂額算定)は、第6建物等の調査 4 建物の調査の調査内業(図面等)及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化(立体化を含む)することにより構造が複雑となる場合などは、第9移転工法案の検討 6 昭応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

	1.02 人
機械設備 D 事業所 400 mi以上 技師 A 3.30 3.33	6.63 人
600 mi未満 技師 B 3.97 ——	3.97 人
技師 D 0.63	0.63 人

- 注1 本表の区分は、<u>表 6 16</u>のとおりとする。
- 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
- 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
- 注 4 本表の歩掛は、表 6-17の調査内業(図面等)及び算定の合計の人員である。

見積徵収者員数

表 9 - 14

区分	単位	職 種	外 業	内 業		dž	備考
E 77	車 12	ALL 199	調査	図面等	算 定	- I	ин 15
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 0.14 技師 A 0.14		0.43 0.91 0.14		0.57 人	

- 注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台(装置)当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の数収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、表 6 19 を再掲したものである。

見積徵収者員数

表 9 - 15

区分	単位	職 種	外業	内	業	- i †	備考
E 37	± 17	AL 19	調査	図面等	算 定		ν# ->
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注 4 本表は、<u>表 6 23</u>を再掲したものである。

(5)規模による員数の補正

表 9 - 13 に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表 9 - 16 に示す数値を乗 じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合 表 9 - 16

- 52 -

機械設備 D 事業所	3.30	0.60 3.33 0.63	1.02 人 6.63 人 3.97 人 0.63 人		
--------------	------	----------------------	--------------------------------------	--	--

- 注 1 本表の区分は、表 6 15 のとおりとする。
- 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
- 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
- 注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業(図面等)及び算定の合計の人員である。

見積徵収者員数

表 9 - 14

区分	単位	職 種	外 業	内	業	it	備考
E 77	車 12	ALL 1里	調査	図面等	算 定	ā1	ин -5
機械設備の見積	(装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	0.91	0.43 0.14	0.57 人 1.19 人	

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の数収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、表 6-18 を再掲したものである。

見積徵収者員数

表 9 - 15

区分	単位	職 種	外 業	内	業	it	備考
E 71	# 12	AU 19	調査	図面等	算 定	- 1	ин -5
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23 0.23	0.41	0.36 0.23	059人 0.87人	

- 注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。
- 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を 100 パーセント を超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。
- 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。
- 注4 本表は、<u>表 6 22</u>を再掲したものである。

(5)規模による員数の補正

表 9 - 13 に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表 9 - 16 に示す数値を乗 じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合

- 52 -

表 9 - 16

第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を 行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、 又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地路査

現地路査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地路査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の銭算は、表 11 - 1 により行うものとする。

表 11 - 1

種目	単位	規模	耻 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	_	技師 A 技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務(再調査不要)

再算定業務(再調査不要)は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく(ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む)、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の経算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、見機徴収(部材等の見機を除く)により再算定を行う場合は、表 6 - 13、表 6 - 19、表 6 - 23 及び表 6 - 27 の [外業 (調査)] と [内業 (図面等・算定)]により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(6)及び(7) により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の 再算室に関する考え方は「3再算定業務(再調査不要)」の規定によるものとする。

- (1)建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 5建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- (2)建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要預等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとする。
- (3)建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

(4)建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)

第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を 行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、 又は権利者より再調査の申出があり、やむを待ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地路査

現地路査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地路査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 1により行うものとする。

表 11 - 1

種 目	単位	規模	職 種	外 業	備考
現地踏査	権利者	_	技師 A 技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務(再調査不要)

再算定業務(再調査不要)は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく(ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む)、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の経算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4再調査業務」(5)及び(7)により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の 再算定に関する考え方は「3再算定業務(再調査不要)」の規定によるものとする。

- (1)建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 5建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- (2)建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業(図面等)を50パーセントに補正するものとする。
- (3)建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業(図面等)を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模棚の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

(4)建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)

- 64 -

第15 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等 の損害等に係る事務処理要領」6昭和 61年4月1日付け建設省経整発第 22号建設事務次官通知。 以下「事務処理要領」という。)第1条の建物その他工作物(以下「建物等」という。)につい て、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)、第4条 の調査(以下「事後調査」という。)並びに第7条に係る費用負担額の尊定(以下「算定」という。)並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1 打车排换器

中間打合せの回教は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については 1 回 を、事後調査に加えて算定も実施する場合は 2 回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地路で

現地路査の費用内容及び取扱いは、第5建物等の調査 3現地路査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-1-1により行うものとする。

表 15-1-1

種	B	単	位	規	模	職	種	外	業	備	考
現地	踏査	業	務	_	_	技師 技師	А В С	0.39 0.39 0.39	人		

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1) <u>建物</u>の調査

建物敷地内の<mark>建物</mark>の事前調査に要する直接人件**我**の稜算は、表 15 - 1 - 2 により 行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のブレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、 歩掛(調査外業、調査内業(図面等))をのパーセントに補正するものとする。また、 本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共水準点)の設置に要する費用は 含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

	┏	分	単位	規	模	職	種	外	業	内	業		=±	/att	±	
	<u> </u>	מכ	事位	THE.	126	Aut	+里	調	査	図面等	算	定	ā1	備	-5	
ſ			1													1

- 73 -

第15 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領(昭和 61年4月1日付け建設省経整発第 22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。)第1条の建物その他工作物(以下「建物等」という。)について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)、第4条の調査(以下「事後調査」という。)並びに第7条に係る費用負担額の尊定(以下「算定」という。)並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

[一] 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現機路で

現地路室の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地路査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15-1-1により行うものとする。

表 15-1-1

種 目	単	位	規模	職	種	外 業	備考
現地踏査	業	務	_	技師 技師 技師	ов≽	0.44 人 0.44 人 0.44 人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

4 事前調査

(1)<u>建物等</u>の調査

建物敷地内の<mark>建物等</mark>の事前調査に要する直接人件典の積算は、表 15 - 1 - 2 により 行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のブレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15-1-2

	B	分	単位	規	模	職	種	外	業	内	業		=±	備	考
		777	事以	THE.	1#	Aut	+里	調	査	図面等	算	定	āТ	PHH	-5
ſ											1				

|--|

大造建物 A	棟	70 mi以上 130 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.78 0.78 0.78	0.30 0.93 0.56 0.58	1.08 人 1.71 人 1.34 人 0.58 人	
木造建物B	棟	70 mi以上 130 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.93 0.93 0.93	0.34 0.82 0.66 0.50	127 人 1.75 人 1.59 人 0.50 人	
木造建物ぐ	棟	70 ml以上 130 ml未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.55 0.55 0.55	0.25 0.63 0.33 0.47	0.80 人 1.18 人 0.88 人 0.47 人	
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.59 0.59 0.59	0.22 0.92 0.19 0.54	0.81 人 1.51 人 0.78 人 0.54 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	▲ B C D	1.07 1.07 1.07	0.39 1.13 0.78 0.68	1.46 人 2.20 人 1.85 人 0.68 人	
非木造建物 (用途区分) 口	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	1.06 1.06 1.06	0.40 1.39 0.73 0.47	1.46 人 2.45 人 1.79 人 0.47 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.67 0.67 0.67	0.30 0.77 0.48 0.59	0.97 人 1.44 人 1.15 人 0.59 人	

- 注 1 本表規模機に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表 15 1 3、 木造特殊建物にあっては表 15 - 1 - 4、非木造建物イ、口及びハにあっては表 15 - 1 - 5の補正率表を適用するものとする。
- 注 2 建物 1 棟が複数の<mark>区分所有権者又は借家人</mark>によって<u>集合住宅</u>となっているときは、本 表によらず表 15 - 1 - 6 により直接人件**隻の**検算を行うものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表 15 - 1 - 3

建物延べ 面 積	70 m 未満	70 mi以上 130 mi 未満	130 ㎡以上 200 ㎡未満	200 mi 以上 300 mi 未満	300 ㎡以上 450 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 mi以上 600 mi以上 1,000 mi以上

- 74 -

木造建物A	棟	70 mi以上 130 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.60 0.60 0.60	0.21 0.17 0.79 0.27	0.81 人 0.77 人 139 人 0.27 人	
木造建物B	棟		技師 技師 技師 技師	∢воо	0.72 0.72 0.72	0.22 0.20 0.88 0.27	0.94 0.92 人 1.60 人 0.27 人	
木造建物 ♡	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	A B ○ D	0.33 0.33 0.33	0.14 0.17 0.51 0.22	0.47 0.50 人 0.84 人 0.22 人	
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.29 0.29 0.29	0.12 0.32 0.55 0.35	0.41 人 0.61 人 0.84 人 0.35 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.89 0.89 0.89	0.23 0.47 1.21 0.35	1.12 人 1.36 人 2.10 人 0.35 人	
非木造建物 (用途区分) 口	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	ABCD	0.87 0.87 0.87	0.29 0.52 1.33 0.24	1.16 人 1.39 人 2.20 人 0.24 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	A B C D	0.45 0.45 0.45	0.19 0.28 0.85 0.24	0.64 0.73 人 130 人 0.24 人	

- 注 1 本表規模棚に定める面接以外の場合で木造建物A、B及びCにあっては表 15 1 3、 木造特殊建物にあっては表 15 - 1 - 4、非木造建物イ、口及びハにあっては表 15 - 1 - 5の補正率表を適用するものとする。
- 注 2 建物 1 棟が複数の $\overline{\text{CSHR}}$ 1 権 $\frac{1}{2}$ によって $\frac{1}{2}$ はっているときは、本表によらず表 $\frac{1}{2}$ も $\frac{1}{2}$ により直接人件 表の 核算を行うものとする。 $\frac{20 4 \text{ 合に共同持分を 1 戸 b }}{\text{UT計上するものとする。}}$

木造建物A、B及びCの舗正率

表 15 - 1 - 3

建物延べ		70 mi以上	130 ㎡以上	200 ㎡以上	300 ㎡以上	
面 積 70 mi未満		130 mi 未満	200 ㎡未満	300 ㎡ 未満	450 ㎡未満	
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80		

450 mi以上 600 mi以上 1,000 mi以上

- 74 -

· ·		
新		旧
체		I

600 mi未満	1,000 ㎡未満	2,000 ㎡未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表 15 - 1 - 4

建物延べ	50 mi 未満	50 ㎡以上	70 ml以上	130 mi 以上	200 ㎡以上
面 積		70 ㎡未満	130 ml未満	200 mi 未満	300 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300 ㎡以上	500 mi 以上
500 ㎡未満	700 mi 未満
3.50	4.70

非木造建物イ、口及びハの補正率

表 15 - 1 - 5

建物延べ	200 mi未満	200 ㎡ 以上	400 ㎡以上	600 ㎡以上	
面 積		400 ㎡ 未満	600 ㎡未満	1,000 ㎡未満	
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	

		2,000 mi以上 3,000 mi未満		
2.60	3.20	4.10	5.20	620

	7,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満		15,000 ㎡以上 21,000 ㎡未満
7.50	9.50	12.30	15.90

表 15 - 1 - 6

区	分	単位	規	模	雕	種	外	業	内	業	É	it	備	考
🖺	777	事位	7.96	156	ALX.	1里	調	査	図面等	算	定	i i	ин	-5
	<u>·所有</u> 物等	戸		<u>以上</u> 未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.	36 36 36	0.11 0.22 0.18 0.14		_	0.47 人 0.58 人 0.54 人 0.14 人		

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規 模面後を1戸として計上するものとする。 | 600 ml未満 | 1,000 ml未満 | 2,000 ml未満 | 3.00 | 4.00 | 5.30

木造特殊建物の補正率

表 15 - 1 - 4

建物延べ 面 積	50 mi 未満	50 ㎡以上 70 ㎡未満	70 mi以上 130 mi未満	130 mi以上 200 mi 未満	200 ㎡以上 300 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300 ㎡以上	500 mi 以上
500 ㎡未満	700 mi 未満
3.50	4.70

非木造建物イ、口及びハの補正率

表 15 - 1 - 5

建物延べ 面 積	200 mi未満	200 ㎡ 以上 400 ㎡ 未満	400 mi以上 600 mi未満	600 ㎡以上 1,000 ㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

		2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満		
2.60	3 20	4.10	5.20	620

	7,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満		
7.50	9.50	12.30	15.90

表 15 - 1 - 6

区	分	単位	規	模	職	種	外	業	内	業		dž	備	考
	,,	+12	, NE	190	70.	12	調	査	図面等	算	定		и	-5
区分所	有建物	戸	130 n	程度	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.	40 40 40	0.06 0.25 0.16 0.12	_ _ _	_	0.46 人 0.65 人 0.56 人 0.12 人		

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 7 の 補正率表を適用するものとする。

新

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等)) を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、 整準点(公共水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15 - 1 - 7

戸当たり 延べ面積	35 ml未満	35 ㎡以上 65 ㎡未満	65 ml以上 100 ml未満	100 ml以上 150 ml未満	150 ml以上 225 ml未満
捕正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225 mi以上	300 mi 以上	500 ㎡以上
300 mi未満	500 mi 未満	700 ㎡未満
3.00	4.00	5.30

(2)工作物の調査

<u>建物敷地内の</u>工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、<u>表 15 - 1 - 8</u> により 行うものとし、本表<u>敷地面銭</u>棚に定める面積以外の場合は、<u>表 15 - 1 - 9</u> の補正率表 を通用するものとする。<u>なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共</u> 水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途 その費用を計上するものとする。

表 15 - 1 - 8

区		分	単位	敖地面積	職	種	外調	業査	内図面等	算	定	· it	備	考
I	作	物	笛所	100 mi以上 <u>300 mi未満</u>		А В С D	0.	43 43 43	0.18 0.38 0.44 0.32	-		0.61 人 0.81 人 0.87 人 0.32 人		

- 注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。
- 注 2 駐車場(月ぎの駐車場等)や店舗・工場等の大規模数地内の一部の工作物のみの調査 を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表数地面積欄に定める面積以外 の場合は、表 15 - 1 - 9の補正率を適用するものとする。

表 15 - 1 - 9

敖地面積		100 mi以上	300 ㎡以上	630 ㎡以上	1,300 ㎡以上
	100 ㎡未満	300 ㎡未満	630 ㎡未満	1,300 ㎡未満	2,000 ㎡未満

- 76 -

(2)工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場(月ぎの駐車場等)や店舗・工場等の大規模数地内の一部 の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、 表 15 - 1 - 7により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 8の補正率表を適用するものとする。

旧

表 15 - 1 - 7

区		分	単位	規	模	職	種	外	業	内	業		i+	備	考
_		20	丰区	XHL	1#	ALC.	12	調	査	図面等	算	定	"	ин	-5
Ľ.	作	物	笛所		ii 以上 ii 未满		А В С D	0.	21 21 21	0.06 0.47 0.09	 - -	_	0.27 人 0.21 人 0.68 人 0.09 人		

注 建物調査の歩掛 (表 15-1-2) を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

表 15 - 1 - 8

敖地	面積		500 ㎡以上 1,000 ㎡未満		

新	旧

補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000 ㎡以上	3,300 ㎡以上
3,300 ㎡未満	5,000 ㎡未満
5.70	7.70

5 事後調査

(1)<u>建物</u>の調査

建物敷地内の<mark>建物</mark>の事後調査(費用負担額の算定を除く。)に要する直接人件費の種類は、 表 15-1-10 により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについて は、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 60 パーセントに補正するものとする。なお、 本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 15 - 1 - 10

区分	単位	規模	雕	綇	外	業	内	#	ŧ	i+	備	老
	車収	7AL 15-	PER.	+里	調	査	図面等	算	定	aT .	14#	-5
木造建物A	棟	70 mi以上 130 mi未满	技師 技師 技師	А В С D	0.1 0.1 0.1	7 <u>1</u> 7 <u>1</u> 7 <u>1</u>	0.26 0.74 0.45 0.65			0.97 人 1.45 人 1.16 人 0.65 人		
木造建物B	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.8	34 34 34	0.37 0.66 0.61 0.50		_	1.21 人 1.50 人 1.45 人 0.50 人		
木造建物で	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 技師 技師	А В С D	0.4 0.4 0.4	16 16	023 0.74 032 0.55			0.69 人 1.20 人 0.78 人 0.55 人		
木造特殊建物	棟	50 ㎡以上 70 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.: 0.:	57 57 57	0.28 0.65 0.23 0.51	 - -	_	0.85 人 1.22 人 0.80 人 0.51 人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 ml以上 400 ml未満	技師 技師 技師	А В С D	1.1 1.1 1.1	17 17 17	0.36 0.65 0.33 0.60	 - -		1.53 人 1.82 人 1.50 人 0.60 人		
非木造建物 (用途区分) 口	棟	200 mi以上 400 mi未満		А В С		00	0.38 0.73 0.54	=		1.38 人 1.73 人 1.54 人		

補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70

5 事後調査

(1)<u>建物等</u>の調査

建物敷地内の<mark>建物等</mark>の事後調査(費用負担額の算定を除く。)に要する直接人件費の積算は、表<u>15-1-9</u>により行うものとする。

表 15 - 1 - 9

区分	単位	規模	職	種	F	業	内	*	_	i+	備	考
					調 :	查	図面等	算	定			
木造建物A	棟		技師 技師 技師 技師	А В С D	0.53 0.53 0.53	3	023 023 043 024	_ _ _		0.76 人 0.76 人 0.96 人 0.24 人		
木造建物B	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.64 0.64	1	023 023 054 024		_	0.87 人 0.87 人 1.18 人 0.24 人		
木造建物C	棟	70 ml以上 130 ml未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	025 025 025	5 5	025 026 0.14 027			0.50 人 0.51 人 0.39 人 0.27 人		
木造特殊建物	棟	50 ml以上 70 ml未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	021 021 021	7	027 028 0.16 028	_ _ _	_	0.54 人 0.55 人 0.43 人 0.28 人		
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.85 0.85 0.85	5	0.21 0.36 0.62 0.37			1.06 人 1.21 人 1.47 人 0.37 人		
非木造建物 (用途区分)口	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	技師 技師 技師	A B C	0.80)	027 034 054	_		1.07 人 1.14 人 1.34 人		

- 77 -

		技師	D	_	0.74	<u>0.74</u> 人	
非木造建物 (用途区分)ハ	200 ml以上 400 ml未満		А В С D	0.66 0.66 0.66	0.23 0.68 0.38 0.63	0.89 人 1.34 人 1.04 人 0.63 人	

- 注 1 本表規模棚に定める面積以外の場合は、表 15 1 3、表 15 1 4及び表 15 1 5の補正率表を適用するものとする。
- 注 2 建物 1 棟が複数の区分所有権者<mark>又は借家人によって集合住宅</mark>となっているときには、 本表によらず表 15 - 1 - 11 により直接人件隻の積算を行うものとする。

表 15 - 1 - 11

区	33	単位	規	模	職	種	外	業	内	#	ŧ	it	備	考
	27	中位	XPL	126	ALI.	+里	調	査	図面等	算	定	i ii	1488	-5
<u>区分</u> 建物		巨		以上	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.	20 20 20	0.11 0.13 0.07 0.09		_	0.31 人 0.33 人 <u>0.27</u> 人 <u>0.09</u> 人		

- 注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面接を1戸として計上するものとする。
- 注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 1 7の 舗正字表を適用するものとする。
- 注3 建物内部の調査を担否されたものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等)) を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

(2) 工作物の調査

<mark>建物敷地内の</mark>工作物の事後調査(費用負担額の算定を除く。)に要する直接人件費の 稜算は、<u>表 15-1-12</u>によるものとし、本表<u>敷地面接</u>棚に定める面積以外の場合は、 表 15-1-9の補正率表を適用するものとする。 なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表 15 - 1 - 12

区	分	単位	敖地面積	職	種	外	業	内	業		i+	備	考
	20	市区	級地面標	Pat	性	調	査	図面等	算	定	- I) HH	-5
I ft	· 物	笛所	100 ml以上 <u>300 ml未満</u>	技師 技師 技師 技師	А В С D	0. 0. 0.	41	0.21 0.38 0.28 0.34	_ _ _	_	0.62 人 0.79 人 0.69 人 0.34 人		

注 1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものと する。

- 注 1 本表規模棚に定める面積以外の場合は、表 15 1 3、表 15 1 4及び表 15 1 5の補正率表を適用するものとする。

表 15 - 1 - 10

区	分	単位	規	模	職	種	外	業	内	#	ŧ	it.	備	考
	20	# 12	I.HL	1#	Aut	12	調	査	図面等	算	定	- I	ин	-5
区分所	有建物	戸	130 n	1程度	技師 技師 技師 技師	А В С D	0.	25 25 25	0.06 0.08 0.12 0.08	_ _ _	_	0.31 人 0.33 人 <u>0.37</u> 人 <u>0.08</u> 人		

(2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場(月ぎの駐車場等)や店舗・工場等の大規模数地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査(雙用負担額の算定を除く。) に要する直接人件費の積算は、表 15 - 1 - 11によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 8の補正率表を適用するものとする。

表 15 - 1 - 11

区		分	単位	規模	職	種	外	業	内	#	É	i+	備	考
12		20	中区	規 模	Pat	性	調	査	図面等	算	定	- I	I VIIII	-5
I	作	物	笛所	100 ml以上 <u>500 ml未満</u>		А В С D	0. 0. 0.	21	0.12 0.24 0.13	=		0.33 人 0.21 人 0.45 人 0.13 人		

注 建物調査の歩掛 (表 15 - 1 - 9) を計上した箇所については、本歩掛は計上しないもの <u>とする。</u>

注2 駐車場(月ぎの駐車場等) や店舗・工場等の大規模数地内の一部の工作物のみの調査を 行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表数地面接欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 9 の補正率を適用するものとする。

6 SE F

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表 15 - 1 - 13

区分	単位	規模	駐 種	外 業	内	業	it	備考
E 7	1 年位	X/L 19	雅 性	調査	図面等	算 定	81	MH P
木造建物	棟	70 ml以上 130 ml未潜	技師 A 技師 C 技師 C	:	0.21 0.72	0.12 0.24 0.14	0.33 0.96 人 0.14 人	
非木造建物	棟	200 mi以上 400 mi未満	技師 A 技師 C 技師 C	:	0.38 1.14	0.26 0.34 0.15	0.64 1.48 人 0.15 人	
<u>区分所有</u> 建物等	戸	35 ㎡以上 65 ㎡未満	技師 A 技師 C 技師 C	:	0.10 0.25	0.07 0.13 0.04	0.17 人 0.38 人 0.04 人	
工作物	1 笛所	100 ㎡以上 300 ㎡未満	技師 A 技師 C 技師 C	:	0.18 0.41	0.12 0.13 0.08	<u>0.30</u> 人 <u>0.54</u> 人 0.08 人	

- 注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。
- 注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規 模面積を1戸として計上するものとする。
- <u>注3</u> 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-3、表 15-1-5、表 15-1-7及び表 15-1-9の補正率を適用するものとする。

[二] 共用負担の説明

要用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合世協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

- 79 -

6 笠 字

算定とは、事務処理要領第6条(費用負担の要件)に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する業務費の 検算は、表 15-1-12 により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箘所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表 15 - 1 - 12

		10 10	70.	væ	外	業	内	業	it	
区分	単位	規模	避	種	調	査	図面等	算 定	aT	備考
木造建物	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	技師 技師 技師	С			0.23 0.58	0.15 0.13 0.11	0.38 0.71 人 0.11 人	
非木造建物	棟		技師 技師 技師	С			0.39 1.00	0.26 0.32 0.13	0.65 1.32 人 0.13 人	
区分所有建物	戸	130 m程度	技師 技師 技師	С			0.04 0.31	0.06 0.12 0.04	0.10 人 0.43 人 0.04 人	
工作物	笛所		技師 技師 技師	С	=	_	0.19 0.39	0.13 0.08 0.08	0.32 0.47 人 0.08 人	

- 注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。
- 注 2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15-1-3、表 15-1-4、表 15-1-5及び表 15-1-8の補正率を適用するものとする。

[二] 共用負担の説明

要用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

- 79 -

新	
---	--

	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		撩	1	
物	<u>建物</u>	鬼獲	擅	1	
	建物等の渉令遺合性の調査		擦	1	
*	根核設備		孝樂 所	1	
~	根核設備	見糠	谷	1	
	生産終編		辞棚	1	
	生建設編	見鎌	谷	1	
Ø	附带工作物		俥	1	
	附帯工作物	工爆等 の敷地	簡	1	
調	独立工作物		量所	1	
#43	猠 立工作物	見糠	體所	1	
_	並竹木		πί	100	数量が 1000 ㎡未満の揺合は数位 を 10 ㎡とする。
查	SE III		留所	1	
	墳墓等		rn'	1	
	建物等の移地移転要件の該当性 の検討		權利者	1	
	際応建物の設計業の作成等	建物計画業の策定	莱	1	
	LIVE AND CONTROL BIT SHE COLLINGS AND	限市条件の数計業の作成	莱	1	
	打合せ協議	中間打合せ	Ð	1	
	規地踏在		業務	1	
g	2条		孝光所	1	
凳	仮営業所設置	プレハブリース	孝美 所	1	
ŧ	is a secility a.	賃貸物件	孝光所	1	
Ø	居住者		推进	1	
Æ		一般往家、農家住宅	戸	1	
	I .			_	

	非木造雕物		15	,	1	
物	2011 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		14	`	•	
-20	建物等の渉令進合性の調査		#		1	
			-	_		
₩	根核於編		本業 所		1	
	根核於備	見積	é	,	1	
	生産設備		辞	##	1	
	生産設備	見様	6	_	1	
Ø	附		Ē	ì	1	
	附带工作物	工爆等 恋歌地	*	肝	1	
	独立工作物		=	所	1	
ij	独立工作 物	見練	*	ВŦ	1	
_	並竹木		π	ł	100	数量が 1000 ml未満の場合は数位 を 10 mlとする。
查	SE III		*	所	1	
	墳墓等		п	ı	1	
	建物等の移地移転要件の該当性 の検討		權和	害	1	
	展応建物の設計業の作成等	建物計画業の景定	я	ŧ	1	
	IN UTAME OF CHILD BE NOT COLLEGE OF	限心を称の数計算の作成	38	É	1	
	打合せ協議	中間打合せ	þ	1	1	
	規則踏查		*	游	1	
g	2美		*3	鮃	1	
業	O+ CC 384 30040 AB	プレハブリース	*3	鲚	1	
ŧ	仮営業所設置	賃貸物件	*3	蚜	1	
Ø	居住者		世	帯	1	
Æ		一般往家、農家住宅	ī	3	1	
-						

	1				
±	地域区分及 ひ標準地遷定等		業務	1	
姐鄉	探導地価格の算定		標準地	1	
66 67	各回地の評価格算定		1回线	1	
100	秀 电桶 復算 定		1回组	1	
	評価格の調整		業務	1	
	打合せ協議	中間打合せ	ā	1	
桶	規地踏在		業務	1	
De:	機械ヒアリング等	補償說明業A	権利者	1	
-	MEDIC 7 9 9 9 4	補償說明等B	権利者	1	
旅	説明受料等の作成	補償說明業A	権利者	1	
蚏	BESSER TOSTERS	補償說明等B	権利者	1	
77	桶貨設明	補償説明業A	権利者	1	
	IM CHOLO	補償說明等B	権利者	1	
消費	打合せ協議	中間打合せ	ø	1	
飛	消費稅等調查	営業調査有	事業者	1	
調査		S 美調 查琳	李光告	1	
	打合せ協議	中間打合せ	ø	1	
	泉地踏在		業務	1	
事前	事前調査	木造雕物·木造特殊 雕物·非木造雕物	撩	1	
調査		区分所有建物等	戸	1	
* *		工作物	留 班	1	
◆後調査		木造雕物·木造特殊 雕物·拌木造雕物	棟	1	
及び		区分所有建物等	戸	1	
算定		工作物	留 新	1	
		木造雕物·非木造雕物	擦	1	

-					
1	地域区分及 ひ標 準地選定等		業務	1	
	爆弾地価格の算定		標準地	1	
	各回地の評価格算定		1 2161	1	
î	秀地補償算 定		1 🛮 🖽	1	
	評価格の調整		業務	1	
	打合せ 協議	中間打合せ	២	1	
Ŧ	規則踏查		業務	1	
	抵抗ヒアリング等	植傷説明等人	権利者	1	
١		補償說明業B	権利者	1	
ŧ	説明度各等の作成	補償說明等 A	権利者	1	
		補償說明等 8	権利者	1	
	補償說明	補償說明等 A	権利者	1	
		補償說明等 8	権利者	1	
	打合 世 協議	中間打合せ	ø	1	
	消費稅等調查	営 業調 査育	本業者	1	
Ē		2 光調 在無	本発音	1	
	打合せ 協議	中間打合せ	ø	1	
	規則踏査		凳 務	1	
	学的 調查 李德調查	木造雕物·木造特殊 雕物·非木造雕物	擦	1	
•		区分所有建物	戸	1	
Ē		工作物	₩ 所	1	
		木造雕物·木造特殊 雕物·非木造雕物	擦	1	
٤		区分所有建物	戸	1	
ķ		工作物	冒癬	1	
5		木造雕物-非木造雕物		1	

